

**令和6年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会
第2回障害者施設等部会 議事録**

1 日時：令和6年10月31日（木） 午前9時36分～午前11時44分

2 場所：千葉市役所 本庁舎3階 XL会議室301

3 出席者：

(1) 委員

佐藤惟部会長、森山拓也副部会長、大和田淳委員、栗原一雄委員、酒井秀大委員

(2) 事務局

堺生活文化スポーツ部長、白井健康福祉部長、高石高齢障害部長、山下男女共同
参画課長、大塚保健福祉総務課長、中田地域福祉課長、薄田障害福祉サービス課長、
米元保健福祉総務課主査、石川地域福祉課主査、荒井障害福祉サービス課主査、
添田男女共同参画課主任主事、國分保健福祉総務課主任主事、早水保健福祉総務課主任
主事、吉川地域福祉課主任主事、湊戸障害福祉サービス課主任主事

4 議題：

(1) 千葉市ハーモニープラザの各施設の指定管理予定候補者の選定について

5 議事の概要：

(1) 千葉市ハーモニープラザの各施設の指定管理予定候補者の選定について

応募事業者による提案説明の後、各委員による質疑応答・審査を行い、事務局より審
査結果について報告をした。

【結果：全委員が全ての項目を「○」と評価したため、適格。】

6 会議の経過：

○米元保健福祉総務課主査 本日はご多忙中のところ、お集まりをいただきまして、誠にあ
りがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、保健福祉総務課の米元と申します。どうぞよ
ろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、お手元に配付した資料の確認をさせていただきます。配付書類は、「次
第」、「席次表」、「委員名簿」、「審査票」、水色のA4判のファイルを1冊、大和田委員からいた
だきました財務に関する補足資料となります。配付書類に不足等がございましたら、事務局ま
でお知らせ願います。よろしいでしょうか。

続きまして、会議の成立について、ご報告をさせていただきます。

本日、出席委員につきましては、総数5名中5名ご出席でございますので、「千葉市公の施設
に係る指定管理者の選定等に関する条例第10条第2項」に基づき、会議は成立となります。

また、本日の会議につきましては、「千葉市情報公開条例第7条第3号」に該当する不開示情
報が含まれますことから、非公開となります。

配付させていただきました資料のうち、非公開事由に該当する内容を含んでおります、A4判のファイルは本部会終了後に回収させていただきますので、ご了承願います。

なお、会議中における資料への書き込みは差し支えございません。

それでは、開会に先立ちまして、健康福祉部長の白井よりご挨拶を申し上げます。

○白井健康福祉部長 改めまして、おはようございます。健康福祉部長の白井でございます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、また朝の早い時間から当部会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

今年度第2回の部会でございますけれども、本日の部会では、今年度で指定管理期間の満了を迎えます千葉県ハーモニープラザの施設の次期指定管理予定候補者の選定について、ご審議をいただきます。委員の皆様には、申請団体からご提出いただいております申請書類、こちらの事業計画などにつきまして、豊富なご経験と専門的なお立場から、有益なご意見を賜りますよう、お願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

それでは、本日、どうぞよろしく願いいたします。

○米元保健福祉総務課主査 ここからの進行は佐藤部会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○佐藤部会長 淑徳大学の佐藤です。

では、ただいまから、「令和6年度千葉県保健福祉局指定管理者選定評価委員会第2回障害者施設等部会」を開会いたします。

では、議題（1）「千葉県ハーモニープラザの各施設の指定管理予定候補者の選定について」に入ります。

まず、「審議の進め方」について、事務局から説明をお願いします。

○大塚保健福祉総務課長 おはようございます。保健福祉総務課長の太田でございます。よろしく願いいたします。恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。

それでは、「審議の進め方」について、ご説明いたします。

今回は、本部会が所掌しております「千葉県ハーモニープラザの各施設」の指定管理期間が今年度限りとなっておりますので、来年度からの指定管理予定候補者の適否について、審議をしていただきます。

まず初めに、事務局から「第一次審査の結果について」をご説明いたします。その後、「質疑応答」を行い、お手元に配付済みの提案書の内容について、選定要項等に示す要件等との適合状況を中心にご確認をいただきます。

次に、審査票のうち、「2 施設の管理を安定して行う能力を有すること」の「(1) 団体の経営及び財務状況」の部分につきましては、公認会計士の大和田委員から財務関係の所見を頂戴し、必要に応じて質疑を行います。

その後、応募事業者に入室いただき、ヒアリングを行います。応募事業者から提案内容について15分以内で説明をいただいた後に、20分を目途に質疑応答を行っていただきます。

応募事業者が退室いたしましたら、ヒアリングの内容につきまして、気になった点や確認しておきたい点などについて、委員間で意見交換及び協議をいただきまして、その後、審査を行っていただきます。

それでは、お手元に配付してございます「審査票（第2次審査用）」をご覧ください。

まず、審査票の「委員名」の欄にお名前をご記入ください。

次に、記入方法についてですが、真ん中に「評価」欄がございますので、こちらに○か×をつけていただきます。

次に、水色のファイルの4ページをご覧ください。上段の表でございますが、「3 提案内容審査」の「(1) 審査方法」で評価についての基準を記載しております。基本的には、管理運営の基準等で設定した水準どおりの業務が行われることが見込まれる場合には「○」を、管理運営の基準等で設定した水準に満たない業務が行われるおそれがある場合は「×」と評価していただきます。委員のうち、お一人でも「×」の評価を行った項目がある場合は、委員間で協議を行いまして、4ページ真ん中辺りにございます①から④までのいずれにするかを決定していただきます。

また、過半数の委員が「×」の評価を行った場合は、②から④までのいずれにするかを決定していただきます。

続きまして、裏側5ページ「(2) 審査項目及び審査の視点」をご覧ください。

この5ページから7ページに掲げております表中の網かけの部分、こちらの審査項目、具体的に申し上げますと、2 (1)、それから7ページにございます4 (6)、同じく7ページの5 (1)、こちらにつきましては、4ページの「(1) 審査方法」に寄らず、それぞれに示す審査方法により評価を行います。

なお、審査票につきましては、事務局で回収いたします。委員の皆様の審査が終わりましたら、10分程お時間をいただきまして、事務局で集計作業を行いますので、委員の皆様には、その間、休憩をお取りいただきます。

休憩後、事務局より審査結果を発表いたします。

その審査結果に基づき、指定管理予定候補者の適否を決定していただきます。

また、審査結果により選定された場合、部会としその選定理由を決定していただきます。

なお、提案に加え、留意してほしい事項がございましたら、このときにご発言をいただければと存じます。

説明は、以上でございます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。皆様、何かご質問等ありますでしょうか。

特にないようでしたら、審議に入りたいと思います。

では、今の説明にありました、「第一次審査の結果について」です。事務局より説明願います。

○中田地域福祉課長 地域福祉課の中田でございます。

次期指定管理予定候補の選定に当たりまして、施設の概要及び第1次審査の結果につきまして、ご説明をさせていただきます。失礼して、着座にて説明をさせていただきます。

まずハーモニープラザの概要につきまして、水色のファイルの「参考1 ハーモニープラザ施設の概要」をご覧ください。

なお、この次のページに参考として平面図を添付しておりますので、ご参照いただければと思います。

「ハーモニープラザ全体の概要」ですけれども、施設の所在地は「千葉市中央区千葉寺町1208番地2」、設置目的は、「社会福祉の増進並びに男女共同参画社会の形成及びコミュニティ活動の促進を図るため、市民の自主的な活動及び交流の場を提供するとともに、各種の事業を行うこと」でございます。

次に、「千葉市ハーモニープラザ設置管理条例上の指定管理対象施設・業務」をご覧ください。

「施設維持管理等業務」、「障害者福祉センター」、「社会福祉研修センター」、「男女共同参画センター」の4部門でございます。指定期間は令和2年度から令和6年度までの5年間、公募によらず、現指定管理者を指定することとしております。

右側に行きまして、「蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館」につきましては、「千葉市コミュニティセンター設置管理条例」に基づいた指定管理対象施設となります。こちらは令和7年度まで、現在、蘇我コミュニティセンターを管理しております共同事業体が指定管理を行います。

次に、ページ右上の「指定管理対象施設以外の施設・業務」をご覧ください。

本施設は、指定管理対象施設・業務のほかに、行政機関、福祉関係団体事務室などを備えた複合施設となっております。指定管理者には、こうした本施設の特長性を理解しながら、「各施設を有機的に連携させ、一体的に運営していくこと」、また、「利用者、特に障害をお持ちの方々、高齢者など支援が必要な方への配慮、サービスの低下を招かないこと」が、より一層求められるものと考えております。

本日の選定の審査に当たっては、「施設維持管理等業務」、「障害者福祉センター」、「社会福祉研修センター」、「男女共同参画センター」のそれぞれについて、運営業務を適正に実施できるかどうか、提案書の内容と、事業者へのヒアリングを元にご判断いただくこととなります。

続きまして、指定申請者についてご紹介させていただきます。

非公募での選定となりますので、現在の指定管理者である「千葉市ハーモニープラザ管理運営共同事業体」に指定の申請を求めたところ、10月8日付で申請がございました。この「千葉市ハーモニープラザ管理運営共同事業体」ですが、「社会福祉法人千葉市社会福祉協議会」を代表団体とする共同事業体で、その他の構成団体としましては公益財団法人千葉市文化振興財団でございます。

各団体の詳細につきましては、「参考3 指定申請書等」に記載のとおりでございますので、本日は説明を割愛させていただきます。

この後、指定申請者から提出された「資料1 提案書」につきましては、事業者から説明がございました。

最後に、第1次審査の結果についてご説明いたします。

「参考2 千葉市ハーモニープラザ指定管理者選定に係る第1次審査の結果について」をご覧ください。

第1次審査では、指定申請者より提出されました「指定申請書類」について、選定要項に定める申請の資格要件を備えているか、また失格要件に該当しないか、14の審査項目を用いて事務局で形式的に要件の審査を行いました。

個別の審査項目と結果につきましては、記載のとおりでございますが、「応募資格要件」を全て満たし、かつ、「失格要件」のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、第1次審査につきましては、「合格」としてご報告させていただきます。

なお、審査に用いた書類につきましては、「参考3」に添付してございます。

私からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に対しまして、何か質問等がありましたら、ご発言をお願いします。皆様よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤部会長 特になければ、次に、「財務関係の所見」について、審査の参考にさせていただくため、公認会計士の大和田委員からご意見をお願いいたします。

○大和田委員 会計士の大和田です。よろしくお願いいたします。

財務分析につきましては、まず、別紙の補足資料1ページ目に、千葉市社会福祉協議会の資料がございますので、ご覧ください。

第1回部会の際にお話しした内容とほぼ変わりはありませんが、第1回のときは、指標及び指数の基準値を割と株式会社よりのものの数値を使っていましたので、WAMに掲載されています社会福祉法人の経営指標から、特に重要な項目だけを追加させていただきました。追加したのは、借入金償還余裕率や借入依存度です。社会福祉法人の場合ですと、金融機関も貸す条件、貸す審査の基準が緩いものですから、あまり借り過ぎると経営を圧迫するところから、こういうところを注意しなさいという形で追加しております。

総合的に評価しますと、特に問題はありません。

サービス活動収益の項目から順番にお話させていただきます。サービス活動収益は前期、今期から収益が減っていますが、著しい減少はないので、特に問題はありません。

次に、サービス活動増減差額ですが、これは株式会社で言うと営業利益に該当します。これは前期に関しては黒字だったのですが、当期につきまして640万円の赤字になっています。基本的に1期程度赤字になったとしても、あまり影響はありません。特にその下の経常増減差額並びに当期活動増減差額がプラスになっておりますので、サービス活動増減差額では、2024年3月期でマイナスになっていても、ボトムのほうで黒字になっており、かつ、これは損益のほうですから、その下の事業活動資金収支差額が、資金の動きを出しています。公益法人並びに社会福祉法人の場合は、こちらのほうが重要になっており、こちらのほうが、前期、当期共にマイナスになっています。株式会社の場合ですと、これがマイナスになると、それが何年か続くと会社が倒産するというような重要な指標になっています。マイナスになっているので、注意を要するという形になってはいますが、千葉市社会福祉協議会におきましては、貸付事業をやっています、その補助金収入というのが別途2億7,300万ありますので、それを入れますと、特に問題はありません。

その下の安全性につきまして、純資産比率ですね。これは株式会社でいうと自己資産がどれぐらいの全体の資産の割合を占めているかというところですが、これは57.2%になっておりますので、50%以上が純資産になっており、問題ありません。

流動比率につきましても、前期は190.8%、当期は187.8%とほぼ200%に近いという状況ですので、問題ありません。

固定長期適合率は、純資産と固定負債でどれだけ固定資産を賄っているかというところですが、これも80%、79%ですから、問題ありません。

借入金償還余裕率は、事業活動資金収支の差額が、どれぐらい借入金の元利払いに充てられているかというところですが、ここがマイナスになっています。マイナスというのは、先ほどの事業活動資金収支差額がマイナスになっておりますので、これにつられてこちらのほうもマイナスになっています。先ほど申しましたように、貸付事業補助金収入が2億7,300万ありますので、これを加味すれば問題ありません。

借入金依存度は、1%とか0.8%ですから、問題ありません。

事業活動資金収支差額率も、マイナスになっているのは先ほど申しましたのと同じ理由でご

ざいます。したがって、貸付事業補助金収入を加味しますと問題ありません。

効率性で総資産回転率と、総資産をどれだけ収益に対して回転率があるかというので、これも100%を超えており、問題ありません。

結論的に、社会福祉協議会につきましては、先ほど申しましたように、特に問題はございません。

次に、公益財団法人千葉市文化振興財団です。先ほどの社協と同じように、要するに利益を稼ぐことを目的としている団体ではありません。

まず、事業収益ですが、これは株式会社でいうと売上げに該当します。これについて、減少されてはいますが、そんなに著しい減少がないので、特に問題はございません。

経常の増減額、並びに当期一般正味財産増減額ですが、2期連続赤字です。2期連続赤字というのはあまりよくないです。ここは、公益法人ですから、利益を計上することが目的ではございませんので、このまま継続するのはよくないのですが、挽回するであろうと考えられます。キャッシュフロー計算書ですが、社会福祉法人の場合ですと、資金収支計算書というものを作られるのですが、残念ながら千葉市文化振興財団さんは作られておりません。したがって、簡便的に先ほどの経常増減額に減価償却費を足して計算すると、正確ではありませんが、ほぼキャッシュフローに近い数字が出てきますので、そのような計算をさせていただきました。

これが2期連続して、黒字になっていますので、そうしますと、この黒字の額というのは、上の経常増減額と当期一般正味財産増減額よりも上回っています。ですから、赤字は出ているのですが、キャッシュフロー上は黒字なので、資金収支上、すなわち、こういう公益法人並びに社会福祉法人もそうですが、ノンプロフィットの非営利のところは、キャッシュフローを見て判断します。予算もキャッシュフローで作られますので、こちらのほうが重要な数字になって、損益の方はそれに副次的な形に見られます。これも基本的にこのくらいであれば問題になりません。

次に、純資産比率ですが、23.6%、21.6%となっております。30%切ると一般的には黄色信号となりますが、千葉市文化振興財団の場合は、その他の固定資産が1,790万円と少なく、要するに設備産業ではないわけです。一般の株式会社でも中小企業の経営指標というのがありますが、サービス業の場合は15%なものですから、それと比べると問題ありません。文化振興財団の事業から見ても問題ありません。

流動比率も164%、185%というところで問題ありません。

固定長期適合率も100%以下になっていますので、問題ありません。

借入金償還余裕率は先ほど申しましたように、第1回はこの数値が入っていなかったのですが、今回、先ほどの簡便的なキャッシュフローを使いまして、計算しますと、前期155で当期117ということで、借入金には千葉市文化振興財団の場合は、金融機関の借入金はないのですが、リースをしていますので、そのリースはファイナンスリースということで、財務的なファイナンス、要するに買う代わりにお金を借りて、リースしてるというので負債になるわけです。言ってみれば借入金になるわけですが、それがありますので、そうするとそのリースのお支払いが先ほどの経常増減額と減価償却費を足した数字よりも多いです。多いということは要するに資金がこれだけ掛かる、資金があるのは当期ですと、740万円あるわけですが、それ以上に払っているわけです。それ以上に払うとどうということになるかということ、資金が減少してくるとい形になります。したがって、資金というのは前期に比べて当期がその分減少している

というのがあります。これがこのまま続くと、資金がこのまま減少していきますので、今後の推移を注視する必要があります。

借入金依存度ですが、借入金としては少ないのですが、先ほど申しましたように、ファイナンスリースがあります。

事業活動資金収支差額も金額率は低いのですが、そんなに問題ではありません。

総資産回転率につきましても、95.5%、107.2%となっており、問題ありません。

文化振興財団は、総合的に見れば、利益のマイナスが続くと、資金ショートする原因になりますので、今のところは問題ないですが、今後の推移を注視する必要があります。

以上でございます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、ただいまの大和田委員のご意見に対しまして、何かご質問等ありましたら、ご発言をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

この後のヒアリングで、千葉市文化振興財団のほうは、今のお話で何か尋ねる必要とかはございますか。

○大和田委員 赤字の原因についてお伺いしたいです。それが改善しないと抜本的な改善にならないですから。

○佐藤部会長 ありがとうございます。注意を要するけれども、一応、次の5年間指定管理、難しいほどでは今はないという理解でよろしいですかね。

この後、ご質問の機会もございますので、よろしければ大和田委員からぜひ尋ねていただければと存じます。

その他よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤部会長 では、ご発言がなければ、次に、「応募事業者の提案説明及び質疑応答」に移ります。時間も限られておりますので、あらかじめ質問順を決めておきたいと思っております。

事業者の説明が終わりましたら、初めに酒井委員から、ご質問をお願いしたいと存じます。その後、栗原委員、大和田委員、森山委員、最後に私の順で実施したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

では、事務局は事業者を案内してください。

(事業者入室)

○佐藤部会長 本日はお忙しいところお越しいただきまして、ありがとうございます。どうぞおかけください。

本日の進行役を務めさせていただきます、障害者施設等部会の部会長を拝命しております淑徳大学の佐藤と申します。よろしくお願いたします。

進め方ですけれども、まず皆様の氏名、それから役職名を述べていただいた後に、今回の応募についての提案説明ということで、15分以内で提案内容についての説明を行っていただきたいと思っております。その後、ここにおります各委員から質問をさせていただきますので、ご回答をお願いいたします。

それでは早速ではございますが、よろしくお願いたします。

○事業者（社会福祉研修センター） 社会福祉研修センター所長、高吉と申します。どうぞよろしくお願いたします。

○事業者（障害者福祉センター） おはようございます。障害者福祉センター所長の梅澤と

申します。本日、どうぞよろしくお願ひいたします。

○事業者（社会福祉協議会） 社会福祉協議会施設経営班主査の佐藤と申します。よろしくお願ひいたします。

○事業者（社会福祉協議会） 同じく社会福祉協議会施設経営班主査の佐藤と申します。よろしくお願ひいたします。

○事業者（男女共同参画センター） 男女共同参画センター館長の柴崎でございます。お願ひいたします。

○事業者（男女共同参画センター） 同じく男女共同参画センター副館長の中村と申します。よろしくお願ひいたします。

○事業者（社会福祉協議会） それでは、失礼して着座にて説明させていただきます。

本提案は、千葉市社会福祉協議会、千葉市文化振興財団の2社からなる千葉市ハーモニープラザ管理運営共同事業体の提案となります。事業体を代表して、社会福祉協議会より、施設維持管理等全体の説明をさせていただきます。

個別の事業である障害者福祉センター、社会福祉研修センター、男女共同参画センターの詳細については、この後のヒアリングにて対応させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、提案書に沿って説明させていただきます。

めくっていただきまして、1ページ、管理運営の基本的な考え方ですが、我々は平成18年度より共同事業体として管理運営を行ってまいりました。この間に蓄積された経験を踏まえ、公の施設の管理には、以下の三つの視点、「1 行政の代行者としての公共性、公益性の発揮」「2 行政サービスとしての継続性、安定性、専門性の確保」「3 コストを意識した効率的な運営」が重要であると考えております。

この視点に基づき、1ページ中段に記載しました、①から④までをハーモニープラザ指定管理の基本的な考え方としております。

また、1ページ下段、施設の使用許可、使用制限については、各施設の設置管理条例等にのっとり対応いたします。

なお、使用制限をする場合においては、公平性の確保に配慮し、申請者に十分な説明を行い、市民の不利益にならないように対応いたします。

また、2、3ページは、共同事業体の現在までの公の施設の管理実績でございます。

続きまして、4ページ、5ページ、管理運営の執行体制ですが、4ページ中段の表、管理運営業務の実施体制図のとおり、施設相互の連絡調整を密にするため、ハーモニープラザ管理運営共同事業体協議会を設置し、情報共有を図ります。

また、各団体の担当者で、各委員会を運営し、職員資質の向上及び連携強化に努めます。

5ページ上段、管理運営の再委託については、建物維持管理等の各種資格が必要な業務について、入札等により実施し、効率化を図ります。

建物維持管理に必要な専門職員は、先の9、10ページに記載しております。契約時には、資格証の写しの提出を義務付け、安定した建物維持管理、利用者の安全確保を図ります。

少し進みまして、11ページに行かせていただきます。11ページ、業務移行体制の整備ですが、我々は現指定管理者ですので、基本的に準備は必要ございません。これからも各種マニュアル等を随時見直し、管理運営に必要な研修等を工夫しながら実施してまいります。

続きまして、12ページ、従業員の管理能力向上策です。

基本的な考え方として、千葉市の施策を適正に理解し、社会情勢や現状の課題の認識を深めることで、サービス向上に努めてまいります。

具体的な対応として、ハーモニープラザ全体では、先ほど説明しました各種委員会の1つ、研修委員会において、記載の研修を立案、実施いたします。

その他各事業においても記載のとおり、専門的な職員研修等を実施します。

続いて、13ページ、施設の保守管理の考え方です。

管理運営の基準に定められた内容を遵守し、利用者が安全、快適に利用できる環境維持に努めます。

現在、建物の建築から25年が経過しており、今まで以上に予防保全を意識した保守管理を行い、施設の長寿命化に努めます。なお、指定管理者では対応が難しいものについては、随時千葉市へ報告、協議し、対応してまいります。

続いて14、15ページ施設及び備品の管理、清掃、警備等です。

設備管理業務は、14ページ中段、点検の実施計画に記載のとおり、専門技術者による法定点検を行います。日々の日常点検の中では、設備とともに、備品についても劣化状況を把握し、適時修繕し、機能維持に努めます。

14ページ下段、清掃管理については、管理運営の基準に基づき、作成した清掃要領どおりに実施し、施設の衛生環境を良好に保ちます。

15ページ中段、警備業務については、有人警備による安全確保はもとより、ご利用者への円滑なご案内も行います。

続いて、16、17、18ページ関係法令等の遵守です。

個人情報保護、情報公開については、関係法令等に沿って、各団体が規程を制定するなど、遵守に取り組んでいます。

具体的な方針は、16ページから17ページ上段に記載のとおりです。

17ページ中段、行政手続の明確化、透明化については、1ページでも申し上げたとおり、使用許可の手続過程に疑義を持たれることのないよう、利用者には十分な説明を行い、手続の透明化を図ります。

続いて19ページ、リスク管理及び緊急時の対応です。

共同事業体職員で構成するリスクマネジメント委員会で整備した緊急対応マニュアルに基づき、事故災害等の発生時も迅速に対応いたします。

また、緊急時対応として、我々が重視するものの代表例が、地域の避難所運営委員会との連携です。今後も連携を深めていくことで、地域と一体の防災対策に努めます。

なお、施設での業務に起因して事故等による被害が発生し、第三者への賠償が必要となった場合に備えて、20ページに記載のとおり施設賠償責任保険へ加入いたします。

続きまして、22ページ、施設利用者への支援計画、23ページ、施設の利用促進の方策でございますが、こちらは各事業別に記載しております。

提案内容として重要な項目を含みますので、本日、担当者が出席しております。後ほどのヒアリングにてご質問いただければと思います。

続いて、24ページ、利用者の意見聴取、自己モニタリングの考え方です。

施設維持管理業務においては、アンケートボックスの設置や、ハーモニープラザ全体でのイ

ベント開催時のアンケートにより、様々なご利用者様からのご意見をいただけるよう努めます。

なお、ウェブアンケートについても、引き続き力を入れてまいります。

また、施設維持管理業務以外については、各事業別に記載しております。こちらも、本日担当者が出席しておりますので、後ほどのヒアリングにてご質問いただければと思います。

これら集約したご意見はモニタリング委員会にて、全体の情報共有を図ります。特に苦情を含むご意見の場合、全体共有することで、類似の事例を繰り返すことのないよう、25ページ記載のとおりクレームの再発防止に努めます。

なお、苦情の申出については、苦情担当受付者を含め、苦情受付体制を施設内に掲示し、申出に誠実に対応する体制を整えています。

続きまして、26から28ページまでの施設の事業の効果的な実施は、23ページ同様、事業実施の基本的な考え方と具体的な事業内容を記載しております。こちらも後ほどのヒアリングにてご質問いただければと思います。

続いて29ページ、成果指標の数値目標達成の考え方ですが、事業ごとに市が設定した成果指標の目的、求める効果を理解し、市の設定と同じく事業として目標を設定しました。期待されている数値目標の達成に向け、30ページ記載の具体的な方策を行っていきます。

すみません、31ページに、自主事業の効果的な実施なども記載しております。こちらも後ほどヒアリングでご質問いただければと思います。

私からの説明は以上となります。ちょっと最後駆け足で失礼いたしました。よろしく願いいたします。

○佐藤部会長 限られた時間で、丁寧に説明していただきまして、ありがとうございます。

では、こちらからの質問、ヒアリングに入ってまいります。

初めに、酒井委員、お願いいたします。

○酒井委員 まず、6ページの別紙1のところですけども、施設維持管理のところの人件費が1人分としては高いと思うのですが、こうなっている理由を教えてください。

○事業者（社会福祉協議会） こちら記載の表示の仕方が細かく表示しておらず、申し訳ありません。別紙1の中の、1年間の人件費のさらに詳細な内訳について、提案書様式第24号と25号が経費の積算の資料となっております。

こちらは、ハーモニープラザ管理の令和7年度の経費の内訳でございまして、左下、B、支出合計の下の項目、人件費の中に内訳が記載してございます。合計金額が3の2のほうに記載した数字となっておりますが、その中の内訳として1名分の人件費のほかに、事務局人件費というものが含まれてございまして。こちら社会福祉協議会の法人運営の人件費を各事業に配分したものを負担してございまして、こちらが1人分の人件費にプラスして載っております。なので、経費が少し膨らんだものになっております。

○酒井委員 常勤職員の方の人件費をシンプルに出すとすると、幾らになりますか。これが職員俸給と諸手当と賞与ですか。

○事業者（社会福祉協議会） そうですね。

○酒井委員 退職金とかも含めてということですか。

○事業者（社会福祉協議会） はい。退職引当金などもございますけれども、7年度の1人分の事務局人件費を抜いた状態で、1,125万円です。

○酒井委員 1人にしては、少し高いのかなと感じますが。

○事業者（社会福祉協議会） 本給、諸手当、また法定福利費、それから退職金などの原資となります退職共済掛金、また退職引当金なども含みますので、トータル的にこのぐらいになっております。

○酒井委員 過去、特にこの資格がある方とか、幹部クラスの方とかそういうことですか。

○事業者（社会福祉協議会） そういうわけではございません。

○酒井委員 高いわけではなく、標準ということですか。

○事業者（社会福祉協議会） そうですね。職員の経験年数で積算されているので、新卒とかで計算されているわけではないということでございます。

○酒井委員 はい。分かりました。

それから、労務管理全般で従業員の残業は、現状どのようになっていますか。

○事業者（社会福祉協議会） 私が担当しているのが施設管理になりますので、施設管理で申しますと、残業はほどほどにはございます。あとは施設ごとに、状況が違いますが、施設ごとにご説明いたしますか。

○酒井委員 そうですね、残業とあと労働環境の維持、従業員の方の満足度など、労働面においてどういう施策を取っているか教えてください。

○事業者（社会福祉協議会） それは法人全体としてでしょうか。

○酒井委員 この事業に関わっている方に関してです。

○事業者（社会福祉協議会） 分かりました。

○酒井委員 法人としてでも、皆さん正社員で社会福祉法人とか文化振興財団の中で見ていらっしゃるということですか。

○事業者（社会福祉協議会） そうですね。共同事業体の中には法人が二つございまして、社会福祉協議会と文化振興財団で成り立っておりますが、ハーモニープラザの中にいる職員は常勤の者と非常勤の者と両方ともございます。

○酒井委員 その方たちの、労働に関する部分というのは、どなたが担っていらっしゃるのですか。

○事業者（社会福祉協議会） 法人としても持っておりますし、各施設の当然施設長がおりますので、施設長が労務管理をしております。

○酒井委員 では、その労務管理に関して教えていただければと思います。

○事業者（社会福祉協議会） はい。

○酒井委員 施設ごとをお願いします。

○事業者（社会福祉研修センター） 社会福祉研修センターでございます。社会福祉研修センターだけで見た場合は、通常残業が全くないわけではないのですが、毎月、何十時間もあるわけではなく、比較的定時で帰るような形での事業の就労とさせていただいている次第でございます。また、有休等もほぼ皆さん、消化されておりますので、事業に差し支えない範囲でお休みされているところでございます。また冬等に関しては、室内に加湿器等を設置して、空気の循環をよくするように工夫したりしております。特に今のところ職員が有休が取れないとか、残業が非常に多いとか、そのような状況にはなっていないというところでございます。

○酒井委員 管理者の方に、職場環境に関するクレームとか何かお話が具体的に出ているということはないのでしょうか。

○事業者（社会福祉研修センター） そういったことは、今のところございません。

○事業者（障害者福祉センター） 次に、障害者福祉センターのところにつきまして、労務管理の説明をさせていただきます。

基本的に残業はしないような形で、こちらからも声かけをしております。現状として、事務担当のほうは、月末月初におきまして、色々な収支関係、報告関係等で残業してしまうことはあると思いますが、現時点で20時間を超えない形で対応しているという状況です。それ以外の職員に関しては、比較的専門職が多いということもございまして、業務としては勤務時間内で全うできるというところが基本的なベースということになっております。ただ、年間の中でイベント等があった場合には、それに合わせて残業ということもあり得ますが、あくまでも数時間レベルでクリアできているというところが現状です。

あとは、私どもの施設は、あくまでも利用者に関わるというところがベースということになりますので、利用者さんに合わせて残業が適宜発生することもございまして、それも年間の中でいうと、微々たる時間という状況です。

一応こちらの中で、年に3回、4回程度は現状職員の声を聞く面談の場を私のほうで設けておりまして、その中で労務に関して疑問であったりとか、要望であったりとか、そういったものを吸い上げた上で、適宜改善に努めるというような形で、対応しているという現状でございます。以上です。

○事業者（男女共同参画センター） 男女共同参画センターでございます。

残業につきましては、主査にある程度業務が集中しているというところがありまして、主査の残業時間が、年度切替えの4月は、決算があったり、新年度予算の執行があったり、そのようなことで40時間、50時間といったところがありますけれども、その後は30時間、20時間とだんだん減ってきて、今は10時間ぐらいになりました。

今回のこの指定管理の財政推計というか、予算の見通しを出すのに、8月ぐらいにまた残業時間が増えるというところがあります。それ以外の職員は、ほぼほぼ毎月10時間の残業があるかないかというところでございます。

労働環境の満足度につきましては、毎年常勤の職員に、意向調査をしております。その中で本人の意向、満足度を聞いておりまして、普通が1とか、満足が2とか、そのような状況でございます。夏休は全員消化を今年度はしております。有休はほぼほぼ取れているという状況です。以上です。

○酒井委員 利用者からのアンケートの取り方は、ページ数でいくと何ページでしたか。

○事業者（社会福祉協議会） 24ページでございます。

○酒井委員 例えばですが、QRコードとかを使ったアンケートなどは実施しないのですか。

○事業者（社会福祉協議会） 施設維持管理業務に関しましては、現在QRコードでのアンケートも実施しております。

○事業者（社会福祉研修センター） 研修センターでは実施しておりません。研修に来たそのときに紙ベースでアンケート用紙を配付させていただきまして、その場で回収という形にさせていただいているところでございます。

○事業者（障害者福祉センター） 障害者福祉センターでは、今現在、紙によるアンケートと、QRコードを通じてインターネットから回答できるようなフォーマットを整えている状況でございますので、そちらの2本柱で集約をさせていただいております。

○事業者（男女共同参画センター） 男女共同参画センターの研修等を実施の場合は、紙ベ

ースでの配付と、あと研修によってはオンラインなども活用しておりますので、そういった場合にはウェブでの回答も取っておりますし、QRコードでも準備を進めているところです。

○酒井委員 今、色々なものがペーパーレス化されていくという時代だとは思いますが、集計の手間とか考えたときに、より効率的な方法もあるとは思いますが、その辺は何か改善というか、より進化していくということは考えていらっしゃるのですか。

○事業者（社会福祉協議会） 施設維持管理では、紙とQRコードを併用しておりますが、イベント時などは、やはり紙のご希望の方が意外と多く、QRコードもお勧めさせていただいているのですが、携帯電話をお開きになることをお手間と考える方もいらっしゃると思います、今、並行して両方の回収手段を使っている状況でございます。また、お子様などもいらっしゃいますので、お子様につきましてはアンケート用紙を書くということではなく、シールを貼ってアンケートに答えるなどの回収方法なども実施させていただいております。

○栗原委員 先ほどの酒井委員の質問と関連するのですが、給与の関係で、例えば、施設維持管理等のところには常勤で年間1,500万円。この表を見たときに、職員俸給から始まって、法定福利費、退職給付引当、福利厚生費なども入っているのですが、この中に事務局人件費で393万3,000円というのがあります。これはほかの施設を見ても、障害者福祉センターの事務局人件費で134万円、社会福祉研修センターは、事務局人件費というのは、所長さんの1,000万円辺りに入っているんでしょうかね。

男女共同参画センターは事務局人件費で、1,182万円と表記されています。そもそもこの事務局人件費は、例えば、管理業務をやられているのは、基本的には施設維持管理等の中でやっている事務の方が1人分だけということですか。

このときの事務局人件費というのを各施設に割り振るという考え方は、どういうことからこうなったのか。例えば社協の職員の方で、施設管理業務をやる方はほかにもいるということではないと思うんです。そのときに、例えば社会福祉協議会の人たちは、社協本体の中で人件費を負担していけばいいと思うのですが、指定管理者の中に割り振るというのは、考え方がよく分からないのですが、いかがですか。

○事業者（社会福祉協議会） 社会福祉協議会についてしかご説明ができないのですが、間接費につきましては、法人運営に関わる人件費を各事業に配賦するという指示が会計監査人の方から出ておりまして、社会福祉協議会の施設福祉部分に関しましては、法人運営に関する人件費を各施設の決算額等を基準にして按分しておりまして、そちらの一部を各事業が負担しますので、ハーモニープラザの管理の維持費にもかかりますし、障害者福祉センターにも含まれるということになっております。

○栗原委員 それは役員とか、いわゆる法人理事会なんかを含めた、そういう管理運営費分を事業所ごとに応分の負担してもらおうと、そういうことですか。

○事業者（社会福祉協議会） 現在、施設福祉部門と地域福祉部門で間接費の割り振り方が異なっておりまして、ハーモニープラザ管理と障害者福祉センターについては、施設福祉部門になりますので、役員報酬などは含まずに、施設福祉部門の法人運営の人件費が配賦されております。役員さんの費用などは地域福祉部門のほうに計上されておりますので、個別の取扱いになっております。

基本的には間接費ということになりますので、各施設、法人を運営するに当たる経費は、各施設に配分されるというのが基本的なルールと理解しております。

○栗原委員 対象経費がどんなもので、割振りの仕方についてなどを、後でもいいですから教えていただきたいと思います。

○事業者（社会福祉協議会） 簡単に申し上げますと、ハーモニープラザ管理の事務局経費については、社会福祉協議会の中の施設福祉部門の法人運営の人件費を各施設の決算額ベースで案分したものになっております。

○栗原委員 決算額ベースで、それぞれの施設ごとに分けたのですか。管理費はどうなるのですか。

○事業者（社会福祉協議会） 施設福祉部門の人件費は基本的には決算上は乗ってこないです。各施設に乗ってきます。

○栗原委員 ちょっとまだ頭の中の整理がつかないので、後で詳しく教えてください。

それともう1点、5年の指定管理が終わりまして、新しい5年の指定管理にご提案をいただいておりますが、今期5年間、指定管理をやられてこられて、総括等も含めて、次期の提案の中に、新たな考え方とか、ここだけは力を入れていきたいと、社会福祉協議会も民間ですから、民間的な視点も含めて、こんなことをやっていきたいというようなことがあれば教えていただけますでしょうか。

○事業者（社会福祉協議会） それでは、私の施設維持管理を先に説明させていただいて、そのあと各施設からお話し申し上げればよろしいですか。

○栗原委員 多分、施設管理はそんなにないと思います。実際に利用をしている施設ではありませんから。むしろ、施設管理では公の施設を市に代わってやっていくんだという基本原則が最も大切で、安定した経営を図っていきますということなんでしょうけれども、特に事業展開されているところについては、例えば自主事業も含めて、時代とともに今こういうことが要請されているので、今回はそのようなことも踏まえて提案書を出していますとか、そういうようなお話がもしあれば、教えていただければと思います。

○佐藤部会長 施設維持管理以外の3か所をお願いいたします。

○事業者（社会福祉研修センター） 研修センターとしましては、これからの5年間というわけではなくて、今もですけれども、その年度ごとに、法律とか制度改正がある、もしくはそういったことが予定されているということがあれば、事前に情報をキャッチして、できるだけ早めにそういった情報等に関して織り込んだ研修を企画することによって、研修を受講する方々に対して、提供できる、そのようなことを考えていきたいと思っております。

○事業者（障害者福祉センター） 障害者福祉センターのほうでは、事業の多様化、この辺りをこれから改めてやっていきたいと考えております。

今期の5年間の中では、コロナ禍を挟んでいたという状況もございまして、比較的守りに入っていた事業展開が多かったかと思うのですが、昨年度ぐらいから新規の色々な教室や、講座、イベントのようなことを改めて企画していくところを、これからまた広げていきたいと思っております。

特に、様々なパラスポーツ、障害者スポーツというところには、これから力を入れていこうと考えております。当然、施設単体だけでできることではないこと、例えば障害者スポーツに関係する組織や団体、指導者協議会さんとも、今までになかった連携等を取りながら、施設だけではない複合的な色々なパラスポーツ企画ができるようなものの基盤をつくっていかうと考えているところでございます。

○事業者（男女共同参画センター） 男女共同参画センターでございます。

3点ほどございまして、1点目は、男女共同参画の市の計画、ハーモニープランが令和5年度からスタートしまして、来年度から3年目でございますので、ハーモニープランに位置づけられた計画に沿って、着実にしっかりやっていくということが1点目でございます。

2点目でございますが、コロナ禍が明けて、3年目になりますので、より積極的に参加してもらうように魅力的な講座を増やしていくということでございます。プランに沿った形になりますが、女性の活躍、仕事応援、就職応援、チャットGPT、それから企業の講座なども大変好評でございました。ですから、新たな時代に即した魅力的な企画に努めていきまして、参加者を増やしていきたいと思っております。それから男性の育休中の過ごし方とか、子育て参加とか、家事の参加とか、男性向けの講座も充実させていきたいと考えております。

3点目は、男女共同参画を地域の中で推進していくような、人材の育成でございます。これは「さんかくカレッジ」というものを昨年度から始めていまして、今年度2期目、来年度3期目ということで、年間5回から6回の包括的な多様な視点から学んでいただくシリーズの講座になっておりまして、修了していただいたら、地域で男女共同参画の推進の核となっていただき、参画センターの取組を応援していただくような市民や団体をフレンドシップという形で募りまして、これをさらに市民との交流を進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○栗原委員 ありがとうございます。

○大和田委員 先ほど栗原委員が質問したところの関連なのですが、提案書様式第24号、ハーモニープラザ管理の収支予算書の2枚目の事務局人件費の考え方で、先ほどお話が出ていましたけど、私の場合、法定監査をやっているんですけど、千葉市ではないですが、ほかの自治体の指導監査のサポートをしております。基本的にその自治体が指導監査に入るときに、その留意点をあらかじめ何点か教えまして、自治体の方が指導監査に行くときに、そういったものを重点的に監査するという役割の仕事もしています。

基本的に会計監査で法定監査の場合は、会計監査の対象が法人単位の計算書類になるんです。社協の場合ですと、規模が大きいものですから、いろんな拠点があるので、それを全部監査対象として意見を出すということはある得ないんです。会計監査の場合は法人単位の計算書類を対象にすると法律で決まっております、こういう収入と支出と、資金収支計算書になるのですが、それは法人単位になります。ですから、各拠点単位というのは、監査対象外になります。会計のテクニック上は、各拠点のものを集計しまして、全体の法人単位の計算書類を作るわけです。その場合に、各拠点のものというのは全部を足すと重複してくるものがあります。何でかという、今、言った配賦なんかがありますと、本部のほうの経費がその分減って、こちらの経費が増えるというのがありますので、それは法人単位の資金収支計算書を作るときには、全部足して、その内部取引を消去します。どうせ消去しますので、会計監査の対象にならないんです。だから該当の監査法人、もしくは会計士がそういうことは基本的には言わないと思います。

指導監査の場合ですと、そういう可能性があるかもしれません。

という状況なのですが、基本的にこれは、私は管理会計なのかなと思っています。要は管理会計で事務局本部のほうから、例えば間接費で配賦するというの、管理会計的に言いますと、各拠点、各会計単位のほうでは、それは管理可能ではないんです。管理不能だから予算管理で

も何でもする場合に管理できないんです。自分たちが管理できないものを人件費の中に入れて、それで予算管理するというのは、これは酷というか、不可能です。自分たちの影響外のところでやられるものですから。会計上はどうするかというと、その分は、配賦された費用というのを明示します。各拠点の収支を出しまして、その後に振り替えたやつというのはこれまでですよ。それを差し引くとこれだけになりますというのが、大体そういうような管理会計のやり方なんです。

そこは、本当にそのように指導されていたのでしょうか。

○事業者（社会福祉協議会） 実務といたしましては、人件費の中に溶け込んでいるというよりは、事務局の人件費として別管理されております。提案書の表記の仕方が不案内だったのですが、丸まって決算されているわけではなくて、内訳としては、施設維持管理ですとか、各障害者福祉センターの人件費の決算は、それはそれで拠点ごとに管理されておまして、法人運営に係る経費については、管理自体は法人運営がいたしまして、最終的に予算と決算の配賦だけを行って、内訳としては別立てにはなってはございます。なので、全く溶け込ませているということではございません。説明が不足してしまい、申し訳ありません。

○大和田委員 人件費という科目に集計されないで、別のところに、そのようなことが分かるような形で記載してもらったほうが、我々も分かりやすいと思います。そのように、千葉市にやってくれとかと言われているのであれば、それはそれで別かなと思うのですが。ただ、わざわざそんなややこしい方法にさせるのかなと思ったのですが。

○事業者（社会福祉協議会） 大区分としては人件費の中に入ってしまったんですけども、決算書を追っていきますと、施設の人件費とは別に事務局の人件費としての決算はされております。

○栗原委員 そこで事務局の人件費って言っちゃうから分からなくなってくるのですよ。事務局の何の人件費なのですか。

○事業者（社会福祉協議会） 法人運営事業の人件費です。

○栗原委員 法人運営事業って具体的には何の費用ですか。

社会福祉会計で関係管理、給料や何かであるから、そういうやり方でもって、先ほど大和田先生が言われたように、人件費じゃなくて別立てで持っていく、費目を立ててやり取りするというのはよくやっていますよね。

例えば、極端なこと言えば、役員の費用はどこが持つとなったときに、一つの法人で施設をいっぱいやっていけば、本部会計の中で取りあえずは処理しますが、その役員給与費はそれぞれ負担しなきゃいけないでしょう。結局支払いそのものは本部会計でやりますが、どこからお金を持ってくるかといえば、それぞれの施設の収支から、それは決算で按分をすとかというのはもちろんありますが、そういうのはどこでもやっている話なんです。

例えばここで考えると、小さな話ですが、担当されている方の人件費はかかるけど、例えば事務費がかかっていると、この人の給与が実は本部会計のほうでやっているんです。だからその分を応分に負担させなさいというんだったら、それはそれで分かります。私に分からないのは、本部人件費と、人件費とおっしゃるから、例えば役員費用の分を按分しなさいと言っているんですかということ、そうではなくて法人人件費だと。だから先ほど後で教えていただきたいというのは、対象費用が何の費用なのか。言ってみれば支出費目ですよ。法人本部の支出費目の何が、ここに持っていく対象の費用にされているんですかということなんです。いわ

ゆる給与ではないわけですよ。

○事業者（社会福祉協議会） 給与です。

○栗原委員 誰の給与ですか。

○事業者（社会福祉協議会） 総務とか経理の担当をしている職員の給与です。

○栗原委員 そうすると、例えば、結局、経理とか総務とか本部のそういう部分でもってやっていますよ。給与だけなんですか。

○事業者（社会福祉協議会） この人件費に含まれているものは、人件費だけです。

○栗原委員 それが 393 万 3,000 円も年間で負担しなければいけないということですか。

○事業者（社会福祉協議会） そうですね、計算上、そういうことになります。

○栗原委員 1 人分ですか。

○事業者（社会福祉協議会） 1 人分ではないですね。

○栗原委員 ですが、担当 1 人じゃないですか。

○事業者（社会福祉協議会） こちらは人工で配賦されているわけではなくて、決算額で配賦されています。

○栗原委員 人件費だったら人工で配賦するのではないのですか。

○事業者（社会福祉協議会） 決算額で配賦されています。総人件費だけではなくて、人件費も事務事業費も全て含めて。

○栗原委員 そうすると人件費だけじゃないということですか。

○事業者（社会福祉協議会） 人件費の中に含まれている間接費は人件費なんですけれども、それ以外にもございます。

○栗原委員 例えば、そちらで言う総務課と経理課の職員が 10 人なら、その費用は、いわゆる法人本部で払っているお金だけど、それぞれに負担してもらいましょうということであれば、それは理屈的には分かりますよ。それが分けるときに決算でやるのですか。

○事業者（社会福祉協議会） そうです。総額を配賦しますので、人件費は人件費に入りますが、それ以外にも経費はございますので、総額を総額で配賦しております。

○栗原委員 人件費以外は、例えばどんな経費ですか。

○事業者（社会福祉協議会） 人件費以外は事務費でございます。

○栗原委員 事務費の内訳。例えばどんな費用。

○事業者（社会福祉協議会） 例えば給料のシステムのリース料ですとか。

○栗原委員 そうすると実際は、人件費ではないですよ。

○事業者（社会福祉協議会） それは別のところに、もちろん配賦されております。

○栗原委員 それを分けずに人件費の中で、こうやっちゃうから分かりにくいんですよ。

○事業者（社会福祉協議会） 人件費には含まれてはいないんですけれども。

○栗原委員 いやいや、ここには人件費の中に入っているわけでしょう。300 人くらい。

○事業者（社会福祉協議会） ここには入っていないです。これは人件費だけを配賦しています。配賦の基準になるものが人件費だけではなくて、総額と総額で配賦の率を決めています。

○栗原委員 逆に、社協の本部は、人件費を含めて負担はしないのですか。

○事業者（社会福祉協議会） 社協もまだ合併して配賦の処理の仕方が統一されておりませんが、私どもの施設管理ですとか、障害者福祉センターについては、社協合併前の旧事業団の配賦の方法を採っておりますので、施設福祉部門の法人運営に関する経費を施設福祉部門内で配

賦しております。

○大和田委員　これ先ほども話しましたように、そういう間接費を配賦するのはいいんですけど、人件費として配賦するというになると、各会計単位のほうは分からなくなっちゃうんですね。なので、人件費の中には入れないで、そういう事務局からの配賦額というところに項目を設けてまして、そちらのほうに記載したほうが分かりやすいですよ。

それともう一つは、配賦のときには、基本的にコストドライバーと申しまして、その要因を決めたのは何か、例えばその頭数とか、面積比とか、あるいは稼働率などのコストドライバーというのをそれぞれ見つけてまして、それで配賦するというのが大体管理会計の王道、言うなら定石になっているんです。それを総額でやるというのはすごく荒っぽいやり方ですので、それはまた別途、見直したほうがいいんじゃないかなと思います。

それはちょっと別ですけど、やっぱりここに入れるとすごくややこしい。事務的にもやりにくいし、見ている私たちもすごく分かりにくい。両方とも分かりにくいのだから、やめたらいいのではと思いますけどね。

○佐藤部会長　この辺りは市のほうの恐らく予算の書き方の話もあったのかなと思いますので、今後、協議事項としていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

大和田委員、よろしいでしょうか。

○大和田委員　はい。

○森山副部会長　先ほど栗原委員からご質問をいただいて、今後5年間の重点項目というのが聞けたので、それが一番聞きたかったということが1点。あとは、確認ですけど、29ページに施設の成果指標の数値を求める、ところがあるのですが、障害者福祉センターだけ、利用者アンケートの満足度が9割を求められている、その理由がもし分かったら、教えていただいてもいいでしょうか。

○薄田障害福祉サービス課長　障害福祉サービス課の薄田です。

前回の指定管理者の選定要項の中でも、9割と掲げておりましたので、努力目標という形で同様に9割にしております。同じハーモニープラザの施設ですけれども、障害者福祉センターは非常に満足度が高い施設ですので、8割だと容易に達成が可能な目標値ですので、9割とさせていただきます。

○森山副部会長　ありがとうございます。あとは細かなところですけど、書き方がほかの施設さんとちょっとずれがあるところというところがちょっと気になりました。

○大和田委員　追加で発言させてください。

19ページです。施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと、リスク管理及び緊急時の対応というところの、リスクマネジメントに関することですが、社会福祉法人の会計監査、法定監査の監査基準は前年に変わりました、IT監査も対象にすることになりました。

上場企業の場合は、金融庁から言われて、今度はサイバーセキュリティの対応ができていかどうかの監査も会計監査に入れているんです。何を言いたいかという、リスクマネジメントについて、ここに書いてあることは、ほとんど物理的なものが多いのではないかなと感じました。要するにサイバーセキュリティとか、あるいはICTの分野のものが無いような感じがします。特に非営利の場合ですと、病院などが割とサイバーセキュリティでやられています。電子カルテになっていますから、カルテなどをロックしまして、それを身の代金の要求に使っているという事例が結構多くなっています。そういうのもあって、公益法人並びに社会福祉法

人もIT関係の監査を入れることにしたのだと思うのですが、そういう意味ではこちらのほうに、ITの関係のリスクマネジメントも入れたほうがいいのではないかなと思います。

サイバーセキュリティについて、中国やポルトガルなど色々な国からアタックが来ていて、被害が結構出ているので、それを防御していかないとイケません。あるいは防御ができなければ、やられた場合の対応をもう考えないとイケないというのが一般的な考え方になってきています。

私なんか時々、メールが来まして、開けたら、これは「アウトですよ」というテストが定期的に入ります。そのような攻撃メール対応訓練のようなことを定期的にとるか、いろんな方法がありますから、そういうのもぜひ検討課題としてご検討くださるといいかなと思います。

○佐藤部会長　ご意見ということで、今後検討していただければと思います。

では、予定時間を大幅に超過していますが、私から二つだけ質問させていただきたいと思います。

まず施設維持管理が、先ほどから人件費のことでも話題に上がっていましたが、担当者が常勤の方1名ということで、この方が急な体調不良とか何かあったときのバックアップ体制というのがどうなっているのかというのを一つお伺いさせていただきたいと思います。

二つ目は酒井委員からも労務管理の話がありましたけれども、昨今、ハラスメント防止というのはすごく重視されていると思います。18ページに少し簡潔に書いていただいているんですけども、セクハラに限らず今、パワハラもかなり大きな問題になっているかと思っておりますので、そういったところは職員さんへの研修等々、何か予定されているかどうかというのを社協さんと文化振興財団さん、それぞれにお伺いできればと思います。

では、先に施設維持関係のバックアップの件についてお願いできますでしょうか。

○事業者（社会福祉協議会）　施設維持管理のバックアップについてございますが、ハーモニープラザ管理の担当の者が所属しておりますのが、施設経営班でございまして、通常からそちらのほかの班員と情報共有しております、担当者が不在の場合ですとか、体調不良の場合などもすぐにバックアップできるような体制となっております。

また、各種ハラスメント防止の取組につきましては、社会福祉協議会では、eラーニングですとか、その他の講習でハラスメント対策の研修は随時行っているところでございます。

○事業者（男女共同参画センター）　ハラスメント防止についてですが、男女共同参画センターの研修学習の中でも、市民の方に対して講習を行っておりますので、その資料の共有ですとか、時間が許せば職員も一緒に参加して学習をしております。また情報資料センターの方で、ハラスメント対策のDVDや書籍もありますので、そちらを職員には紹介をしまして、学習するように促しております。

○佐藤部会長　ありがとうございます。

では、時間を大幅に超過してしましまして申し訳ございません。また委員の皆様につきましても、もう少し聞きたいこともあったかと思うのですが、時間の関係もございまして、以上でヒアリングを終了したいと思います。

選定結果については後日通知しますので、よろしく願いいたします。

では、事業者の皆様ありがとうございます。お疲れさまでございました。

（事業者退室）

○佐藤部会長　では、委員の皆様ありがとうございます。

ここで当該応募事業者について、委員間の意見交換をしたいと思います。

これから審査を行うに当たり、参考となるような、委員間で共通認識をつくっておきたい点、確認しておきたい点などをご発言いただきたいと思います。

また、特に優れていると思われた点、気になった点などのご意見についても、この場でご発言いただければと思いますが、先に、先ほどの人件費に関する経費の件ですね。こちらは市の方に確認しておきたいんですけども、40 ページの後のこの第 25 号の書き方ですが、左下に人件費があって、そこに事務局人件費というのが 393 万ほど書かれており、一応右側の事務費、管理費の最後に、また事務局経費ですとか、書いてあるわけですけども、何かこの辺りの書き方について、市のほうで何か指定をされていましてでしょうか。

○中田地域福祉課長 地域福祉課、中田です。

平成 28 年度に包括外部監査がありまして、その結果を受けて、法人の本部経費のうち、事業に配賦することが適当と考えられるものにつきましては、委託事業に配賦することとしまして、平成 30 年度から配賦をするようになったという経緯がございます。その際に今ですと、その人件費と事務費、それぞれに間接費として乗せているという形になっているんですけども、それを市として指示したかどうかという、そういうことはないかなと考えております。

○佐藤部会長 ありがとうございます。ちょっとこれだと間接費の総額が分かりづらいなどというのはあるのかもしれませんが、栗原委員、大和田委員、いかがでしょう。この辺りというのは。

○栗原委員 私はよく分からない。

○大和田委員 私は先ほどお話しましたように、事務局とか、間接費を配賦するというのは分かるのですが、人件費だからといって人件費に入れると、ぱっと見た感じ、それだけ普通の何か会計単位の人件費よりも多くなっているんです。だからおかしいのではないかという印象になるわけです。基本的に間接費だったら、間接費って書いて、そこに入ればいい話であって、そうしないと先ほども言ったように会計単位の人たちは、予算関連でも管理できませんよ。だから予算管理をそうやっていますと、事業者の方がおっしゃっていましたが、そうしたら、そういうものをそのままやってもらったほうが分かりやすいと思います。

だからこのフォームの問題かもしれませんが、人件費だからと言って人件費に配賦するというのは、読者が分かりにくいということであれば、それは改善しないといけないと思いますね。会計というのは、どんな計算書類でも、基本的には利用者のニーズに基づいて改良されています。だから、ルールがそのようになっているからと言って、いつまでたっても変わっていかないと、分かりやすいものにならないんじゃないかなと思います。ということで変えていただけるとありがたい。

○白井健康福祉部長 ご意見をありがとうございます。今回、社協側としては提案書類の分かりやすさ、人件費は人件費という枠の中で表記しようということで、あえてその事務費と人件費を分けてこのように書いてきたんだと思われるのですが、委員のご指摘もありましたので、間接費は間接費としてまとめて、そちらでもし事務費と人件費を分ける必要があるならば、そちらの項目で分けると。あくまでこの人件費は、この施設管理で給与等を支出している職員に係る人件費だけを計上するという書き方にできればと思いますが、ただ、5年に1回のことなので、今後、指定管理者と書類の書き方については調整させていただきたいと思います。このたび書類の書き方が分かりづらくなっておりまして、ご迷惑をおかけいたしました。申し訳

ございませんでした。

○佐藤部会長 よろしいでしょうか。

ありがとうございます。文化振興財団のほうも同じような記載方法になっていますので今後、また5年後に忘れないようにご修正をお願いできればと思います。

ただ、結果的に取り立てて問題があるということはないですね。間接費は間接費として計上する、これは認められているということですので、大丈夫かと思います。

その他、確認したい点や気になった点はございますでしょうか。

なければ、審査票への記入をお願いできればと存じます。記入ができた委員の方は、事務局にお渡しください。

では、記入を終えられた委員の方は、事務局の集計作業中、休憩いただければと思います。

(午前11時25分休憩)

(午前11時35分再開)

○佐藤部会長 では、部会を再開します。事務局は審査結果の報告をお願いします。

○大塚保健福祉総務課長 それでは、千葉市ハーモニープラザ各施設の指定管理予定候補者の選定に係る審査結果についてご報告いたします。

千葉市ハーモニープラザ各施設の指定管理予定候補者につきまして、全委員の方が全ての項目を丸と評価したため、適格となります。

以上でございます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

今の結果を受けて、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤部会長 では、当部会としては事務局の報告どおり、応募事業者を千葉市ハーモニープラザの各施設の指定管理予定候補者と選定いたします。

続きまして、選定理由として、まず提案内容が優れている点、工夫が見られる点、あるいは留意してほしい点などを、具体的にご意見を頂戴できればと存じます。

優れている点については、選定理由として記載することになります。

また留意してほしい点については、先ほど幾つかいただいたご意見も組み込んでいきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○酒井委員 既存の指定管理者として継続性を持って、安定的な運営が見込まれるというところで評価できると思います。

○森山副部会長 酒井委員に付け足すとすると、今後5年間でまた取り組みたい事業等をきちんと伝えてくださっていたという点は評価に値するなと思いました。

○大和田委員 指定管理予定候補者として、妥当というふうに評価いたしました。

○栗原委員 経験も豊富だということもありますし、提案書を読んでいますと、市民サービスをしていくに当たって、行政と身近な関係もあるというようなことも含めて、公平に運営できるといったところがやっぱり評価が高いです。それから今後5年間の取組み等について、いろいろご質問したときに、それぞれの施設で、時代の流れに応じた先駆的な取組をしていくというようなお話もあったので、そこら辺がよろしいかなと思います。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

留意してほしい点として、先ほどヒアリングでも幾つか出たお話の中で、やはりアンケート

の取り方、IT化といいますか、QRコードの活用なども進めることで、職員の業務負担も軽減できるのではないかといいところもありますので、その辺りご検討いただきたいということと、それからIT監査やサイバーセキュリティの話は大和田委員からいただきましたので、リスク管理にそうしたサイバーセキュリティの観点もしっかりと取り組んでほしいということ。この2点はまず入れたいと思っておりますが、それ以外に何か特に付け加えておきたいことがある委員の皆様、いらっしゃいますでしょうか。

(なし)

○佐藤部会長 よろしいでしょうか。

では、まとめさせていただきますと、まず選定理由として、現行の管理者でもあり、安定性、継続性が期待されること、それから今後5年間の取組に対する思いも、かなり思いを持って取り組んでくださることが期待されること、経験も豊富であり、また公平性の視点などもしっかり持って、行政と身近な関係を持って取り組んでいただけること、この辺りを選定理由として記載していければと思います。

留意してほしい点は、繰り返しになりますが、1点目は、アンケートを取る際に、業務の効率化などもやはり意識して、ITを使ったアンケートなども、ぜひ今後一層進めていただきたいこと。2点目は、ITリスク管理について、サイバーセキュリティについてもしっかりと対策を進めてほしいこととさせていただきますのでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤部会長 皆様ありがとうございました。

本日予定されております議事については、以上で終了いたしました。

最後に事務局から連絡事項などございますでしょうか。

○大塚保健福祉総務課長 それでは、今後の予定についてお知らせいたします。

今後の予定でございますが、本日の選定結果につきましては、佐藤部会長から指定管理者選定評価委員会の高橋会長に報告をしていただく形となります。その後、会長から市長に答申するという流れになります。

千葉市では、委員会からの答申を受けまして、指定管理予定候補者を決定し、応募事業者を選定結果を通知するとともに、選定結果を公表いたします。また、当該事業者と仮協定を締結いたします。

その後、11月26日に開会予定となっております令和6年第4回千葉市議会定例会において、指定管理者の指定に係る議案を提出することとなります。

議決された場合に、本協定を締結し、令和7年4月から5年間の指定管理業務が始まることとなります。

今後の予定は以上でございます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、これもちまして、「令和6年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会第2回障害者施設等部会」を閉会いたします。

事務局に進行をお返しします。

○米元保健福祉総務課主査 委員の皆様、長時間にわたるご審議、本当にありがとうございました。

以上で終了となりますが、会議の冒頭にも申し上げましたとおり、配付させていただきますし

た資料のうち、次第、席次表、委員名簿以外の資料、また、最後に配付いたしました採点結果、こちらにつきましては、この後、事務局のほうで回収をさせていただきますので、机の上に置いたままお帰りいただきますよう、お願いいたします。

事務連絡は以上となります。本日はお忙しい中、本当にありがとうございました。

千葉県保健福祉局指定管理者選定評価委員会

障害者施設等部会

部会長 _____